

Harmony - news & topics 2010.11

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真: 福岡にて
photo by Osamu Kadota

新卒採用に見直しの動き

～就職活動が学業の妨げにならないように！～

9月下旬、大手商社7社は、企業における大卒者の採用活動時期を遅らせるよう、日本経団連に呼びかける考えを表明しました。「就職活動の長期化が学業の妨げになっている」との意見が強いためであり、商社自身の採用試験の時期も見直していくとしています。

また、10月初旬には、社団法人日本貿易会（貿易商社の業界団体）が、新卒者の採用活動に関して、2013年度入社対象の新卒者から、採用スケジュールを遅らせるべく具体的な検討を始め、また、各産業界が協調して見直しが見直せるよう日本経団連などの関係団体に働きかけると発表しました。

また、リクルートや毎日コミュニケーションなど就職情報会社10社で構成する「日本就職情報出版懇話会」でも、就職活動の早期化への批判に対応し、新卒者の採用情報を提供するサイトの開設時期について、例年から1カ月以上遅らせて、来年は11月1日以降にすると発表しました。

～これまでの就職活動の流れに変化が？～

これまでの流れ

- 大学3年生の8月ごろ：「インターンシップ」
- 10～11月ごろ：「就職情報サイト」が開設
「業界別セミナー」
「就活フェア」等 開催
- 1月ごろ：「会社説明会」の開催
- 2月ごろ：「エントリーシート」の提出
- 4年生の 春ごろ：「採用面接・選考」開始
- 5月ごろ：「内々定」が出始め、
- 6月ごろ：中小企業の採用活動本格化

来年以降は、採用側企業や国側の対応を受けて、これらのスケジュールが遅くなっていくものと思われませんが、企業としては、じっくりと良い人材を見極め、自社にとって必要な人材を確保することが必要なことには変わりはないでしょう。

※3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金※
※3年以内既卒者トライアル雇用奨励金※
に関するリーフレットを同封します。

先月のニュースでトピックとしてお知らせしていた上記2件の助成金のリーフレットが手に入りましたので、ニュースに同封します。関心をお持ちでしたら、どうぞお問い合わせください。私も初めて…調べて、勉強して一緒に検討しましょう。（門田）

今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

10月に青年司法書士会の会議があり、福岡に行ってきました。土曜の昼からの会議のため、金曜夜に仙台を飛び立ち、一路、福岡へ…！到着後「せっかくだから」と、一緒に参加したもう1名の同職とまずは中州の屋台へ。もつ鍋、おでん、焼ラーメンなどの本場の味を堪能しました。やっぱり美味しいです（もっと食べたかった！）。翌朝、あまりによいお天気だったので、思いきってホテルを出て、会議前の3時間で太宰府天満宮へ～厳かな空気を感じてきました。もちろん、会議にはしっかり参加しましたよ！

第3弾の事業仕分けでは厚生労働省管轄の「雇用に関する助成金」に多くの【廃止】通告がありました。雇用したら〇万円という助成金は、現在の施策としては魅力がありますが必ずしも「本当に雇用努力している事業主」が受給しやすとも限らず「雇用継続」「雇用安定」という視点で見るとどれだけ効果があるのかな、と思うこともあります。いっそ法人税減税にリンクさせたらいいのに。

●65歳以上まで働ける企業の割合が増加（10/30）

厚生労働省が高齢者の雇用状況に関する調査結果を発表し、「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合（今年6月1日時点）は46.2%（前年比1.6ポイント増）であることがわかりました。同省では、今年度末までの目標を「50%」としています。

- ★高年齢者雇用安定法に基づく定年年齢は平成22年4月より64歳とされています。法律上は、
 - 法定の定年年齢へ引き上げ（平成25年に65歳）
 - 定年制度の撤廃
 - 定年を法定年齢より低くする場合には、再雇用制度・継続雇用制度の導入
 のうちの1つの制度は必ず入れなければならないこととされています。

●完全失業率・有効求人倍率ともに改善（10/29）

総務省が9月の完全失業率を発表し、5.0%（前月比0.1ポイント低下）と3カ月連続で改善したことがわかりました。厚生労働省が発表した同月の有効求人倍率は0.55倍（同0.01ポイント増）で、こちらも5カ月連続で改善しています。

●未払い残業代は是正指導数が大幅減少（10/6）

厚生労働省は、平成21年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめを発表しました。

<http://www.whaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=156843>

未払い残業代があるとして労働基準監督署が平成21年度に労働基準法違反で是正指導し、100万円以上を支払った企業数は1,221（前年度比332減）、支払われた割増賃金の合計額は116億298万円（同80億1,053万円減）となりました。

★Key wordは「黙示の指示」★

～使用者・管理者が労働時間を適正に把握する手段を～
労働基準法上「賃金」は、本来「使用者が、個々の従業員の始業・終業を適切に把握・計算して支払う義務」があります。しかし、日常的には、一人ひとりをおいかけることはできず、労働時間を個別に把握できないことから「申告・許可制」「タイムカード制」等を採用しています。私たちが留意しなければならないポイントとして、昨今の労働基準監督署の指導では、たとえ事前の「時間外労働の申告→許可」がなくても、指示が「明言・明示」されていなくても、「業務の必要性＝黙示の指示があった＝労働時間⇒支払い」という指導があることを覚えておかなければなりません。指導が減ったとはいえ「是正指導」により116億円もの金額が支払われたのは事実です。そのような指導を未然に防ぎ、なお前向きに捉えるために、貴社の時間管理を振り返ってみましょう。社員の労働時間を把握することは業務管理～業務の適正配分、適正配置～には間違いなく有効な手段です。ぜひ時間を分解してみてください。

Harmony – news & topics 2010.11

#発行: 2010年10月11日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

☎ TEL: 022-271-6751 ㊟ FAX: 022-271-6758

🌐 URL : <http://www.kadota-office.com/>

✉ mail : info@kadota-office.com

📖 修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

📖 陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

📖 スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

